

あがた駅北産業団地分譲要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足利市（以下「市」という。）が足利市県町、下渋垂町、百頭町地内において造成するあがた駅北産業団地（以下「団地」という。）の分譲に関し必要な手続等を定めることにより、団地の円滑な分譲に資することを目的とする。

(分譲方式)

第2条 団地の分譲方式は、原則、一括分譲とする。

(分譲の予約)

第3条 市は、団地の早期分譲を図るため、造成工事完了前に分譲の予約（以下「予約」という。）を受け付けることができるものとする。

2 市は、前項の予約の受付を行う時は、次に掲げる事項を事前に公表するものとする。

- (1) 予約を受け付ける期間
- (2) 予約を受け付ける区画及びその面積
- (3) 分譲単価
- (4) 土地の引渡しが可能となる時期
- (5) その他市が必要と認める事項

(分譲対象業種)

第4条 団地で営む事業分野の業種は、地域経済の活性化に寄与し、都市計画法上の用途地域や地区計画などの各種法令を満たし、立地が可能な製造業等の業種とする。

(分譲対象企業)

第5条 団地の買受け又は予約をすることができる企業（以下「分譲対象企業」という。）は、事業を営むための工場等を建設しようとする者で、原則として次に掲げる条件をすべて備えた者とする。

- (1) 土地引き渡しから3年以内に工場等を建設し、操業を開始することができること。
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有すること。
- (3) 工場等の建設及び経営に係る事業計画及び資金計画が適切であること。

(区画の分割)

第6条 市は、予約の場合を除き、分譲対象企業から区画分割の要望があったときは、他の企業からの申込状況や区画の形状等を総合的に勘案しながら判断するものとする。

(買受け又は予約の申込み)

第7条 分譲対象企業は、団地の買受け又は予約をしようとするときは、産業用地買受（予約）申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市に申し込むものとする。

- (1) 企業概要書（別記様式第2号）
- (2) 建設計画概要書（別記様式第3号）

- (3) あがた駅北産業団地予約分譲事業活動等確認書（別記様式第4号）
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書（別記様式第5号）
- (5) 定款の写し（原本証明添付）
- (6) 登記事項証明書（商業・法人登記）
- (7) 納税証明書（国税、都道府県民税、市町村税の未納がないことを証明する証明書）
- (8) 会社概要
- (9) 直近3期分の決算報告書
- (10) その他市長の求める書類
（協議及び内定の通知）

第8条 市は、買受け又は予約の申込みがされたときは、足利市企業振興誘致対策連絡会議（以下「会議」という。）において分譲対象企業の立地について次の事項に基づき協議するものとする。

- (1) 経営内容が健全で、安定性、発展性があり、かつ雇用が見込まれる企業であること。
- (2) 地域経済の発展への寄与及び市内既存産業への波及効果が期待できる企業であること。
- (3) 公害防止のための対策が確立され、地域環境との調和が図れる企業であること。
- (4) 付加価値が高く、生産性の高い企業であること。
- (5) 市の地域振興に資する事業を営む企業であること。

2 市は、会議の協議結果を踏まえ、分譲対象企業が団地に立地又は予約を受けることが適当であると認めるときは、当該分譲対象企業に分譲の内定（予約の申込みの場合にはその旨）を通知するものとする。

（土地売買契約等の締結等）

第9条 分譲の予約において、内定を受けた企業（以下「分譲先企業」という。）は土地譲渡の予約に関する協定を締結し、分譲の目途が立った段階で、市と土地売買契約を締結するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年足利市条例第17号）に該当するときは、分譲先企業は土地売買仮契約を締結するものとする。

2 造成工事完了後において、分譲先企業は市と土地売買契約を締結するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当するときは、分譲先企業は土地売買仮契約を締結するものとする。

（所有権の移転）

第10条 売買土地の所有権は、分譲先企業が売買代金を完納したときに分譲先企業に移転するものとする。

（売買土地の目的外使用の禁止）

第11条 分譲先企業は、売買土地の所有権移転の日から10年間は、土地売買契約時に定

めた用途以外の目的に使用することはできないものとする。

(売買土地の転売等の制限)

第 12 条 分譲先企業は、売買土地の所有権移転の日から 10 年間は、市長の承認を得ずに、売買土地や売買土地の上に建設された工場等の施設に関する所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできないものとする。

(買戻特約の設定)

第 13 条 売買土地の所有権移転登記と同時に、所有権移転の日から 10 年間を期間とする買戻特約の登記を行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、団地の分譲（予約を含む。）に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から実施する。